

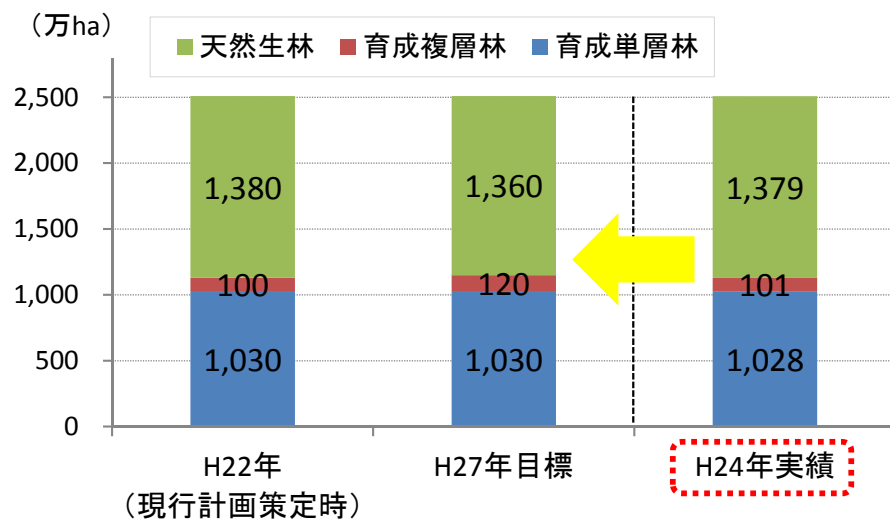
現行計画の目標・施策の実施状況と検討の視点について

平成27年 8 月
林野庁

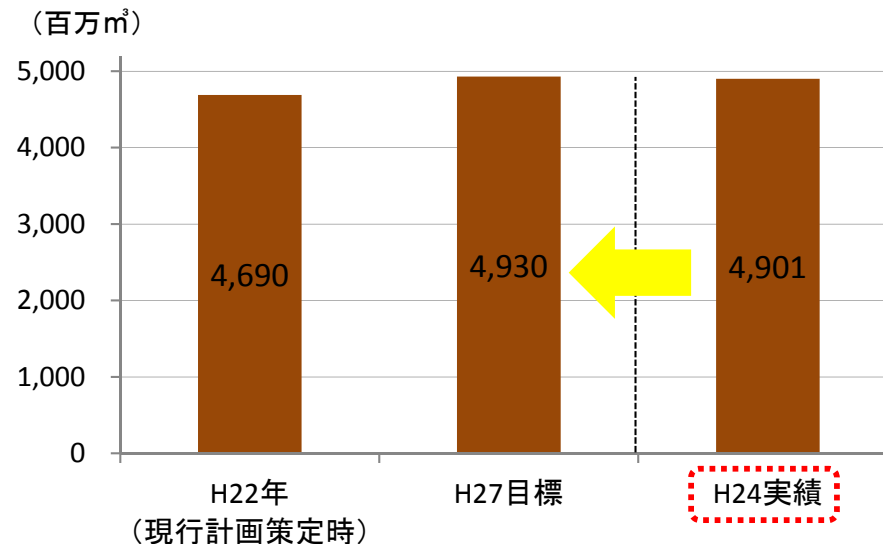
現行計画に掲げる目標等と現況・実績 ①

1. 森林の有する多面的機能の発揮

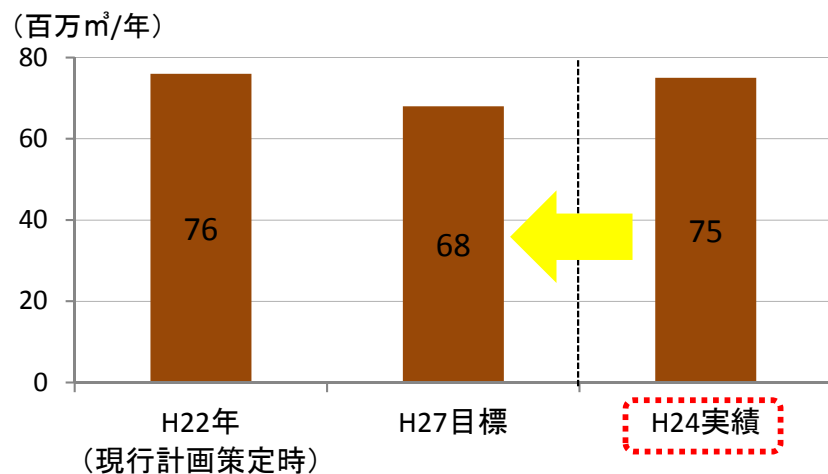
(1) 森林面積：育成複層林の誘導に遅れが生じている。



(2) 総蓄積：蓄積は順調に増加し、森林資源は充実している。



(3) 総成長量：大きな年間成長量が確保されている。



資料：林野庁業務資料

注：1) H24年は森林資源現況調査によるものであり、平成24年3月31日現在の数値である。

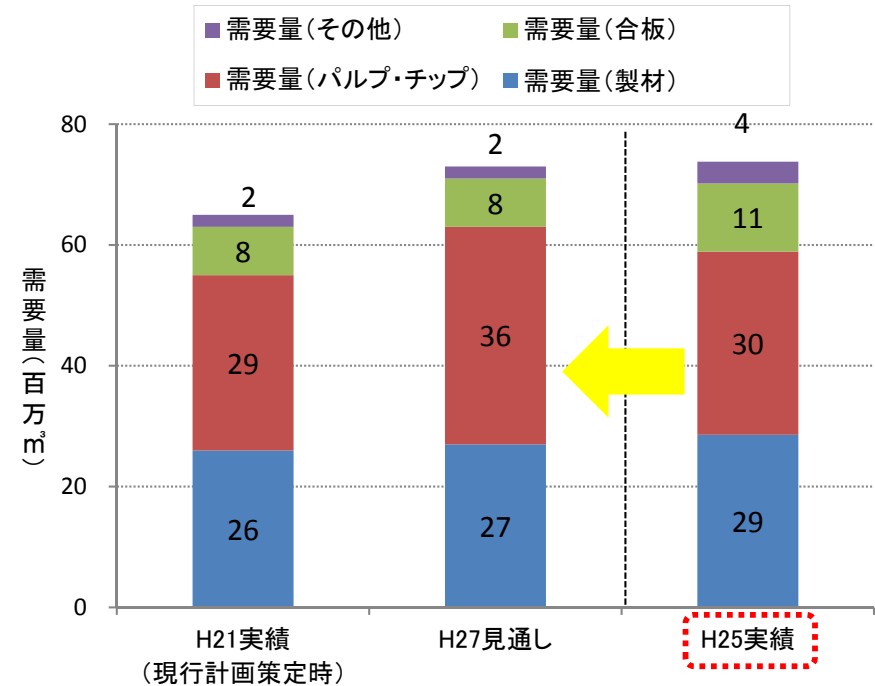
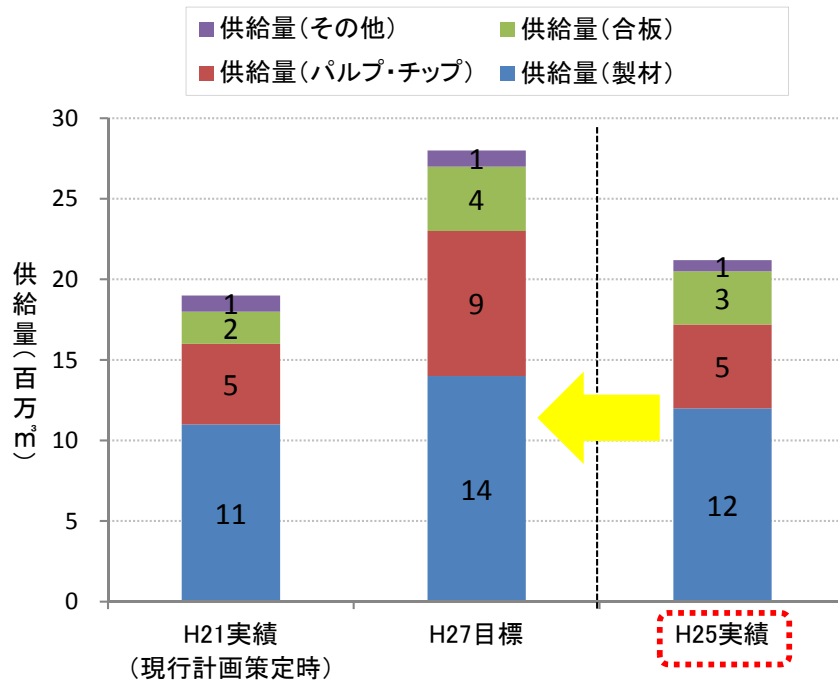
2) 総成長量のうち、H24実績については推計を含んでいる。

現行計画に掲げる目標等と現況・実績 ②

2. 林産物の供給及び利用

(1)用途別の国産材利用量：供給量は350万 m^3 増加し、22百万 m^3 まで拡大したが、H27年目標には届いていない。

(2)用途別の総需要量：総需要量は、ほぼ見通しどおりであり、75百万 m^3 となっている。



資料: 林野庁「木材需給表」

- 注: 1) その他とは、杭丸太、しいたけ原木、薪炭用材等である。
- 2) 四捨五入の関係で、総計と内訳の計は必ずしも一致しない。
- 3) 供給量及び需要量ともにH25実績である。

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体的取組みと評価	課題・検討の視点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">森林の多面的機能の発揮に関する施策</p>	<p>1. 面的なまとまりをもった森林経営の確立</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 実効性の高い森林計画制度の普及・定着 ② 適切な森林施業の確保 ③ 路網整備の推進 ④ 森林関連情報の収集・提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 面的なまとまりをもった森林経営の確立に向け、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法改正により、森林経営計画制度の創設、要間伐森林制度の拡充など所有者不明森林を含む施業の確保、森林所有者情報の共有、無届伐採に対する行政命令の新設等を措置 ・ 森林総合監理士の育成、林業専用道作設指針等の作成・普及と現場技能者の育成 ・ 搬出間伐、森林作業道の開設、森林境界・所有者の明確化等への支援 ● 森林経営計画制度、簡易で丈夫な路網を整備する取組みは現場に定着しつつあるが、以下のように、森林経営計画の認定率が低位にとどまるなど、面的なまとまりをもった森林経営は確立されていない状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画の認定率は28%(H27.3速報値)であり、全体として低位 ・ 大型製材工場等による需要、地籍調査の実施状況、林業の担い手の有無といった地域の実情等によって、森林経営計画の認定率に差 ・ 人工林面積の半数が収穫期を迎える中、皆伐後の天然更新が多く、育成単層天然林が増加(育成単層天然林面積 H19→H24: 14.9万ha→18.6万ha) ・ 森林作業道を中心に路網開設延長は増加(開設延長 H22→H25: 73百km→156百km)したが、路網密度は依然として低位(路網密度 H22→H25: 17.6m/ha→19.5m/ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林所有者・境界の明確化、資源情報の把握、路網整備等をこれまで以上に効率的かつ効果的に進める手法を検討し、森林経営計画に基づく森林施業を一層推進する必要 ➢ 収穫期を迎えた人工林が半数を超えていること等を念頭に、公益的機能の発揮と、循環利用を前提とする森林資源の造成を図る考え方が必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">森林の多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>2. 多様で健全な森林への誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様で健全な森林への誘導に向け、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・育成複層林など多様な森林への誘導を公的関与による森林整備を含めて推進 ・国有林での保護林設定による保護・管理 ・コンテナ苗や花粉症対策苗の生産強化、間伐等特措法改正により特定母樹を増殖する制度を措置(H26年度末特定母樹指定数134種類) ● 複層林整備や優良種苗確保等を進めてきたが、以下のように、複層林誘導ペースに遅れが生じ、花粉症対策苗を含む十分な苗木供給等がされていないなど、課題を抱えている状況 <ul style="list-style-type: none"> ・奥地水源林等の条件不利地では、高齢級の人工保安林における過密化が進行しつつある ・育成複層林については、H27年の誘導目標120万haに対し、現状では101万haにとどまる(複層林施業後の森林の区分の取扱いが地域によって異なっており、育成単層林をモザイクや帯状伐採等により、複層状態へ移行した際に、森林簿へ反映されていない場合もあり、正確に把握されていないという課題もある) ・我が国の人口は減少局面。森林管理を担う山村の人口減少は顕著(振興山村人口 H17→H22: 433万人→393万人) ・苗木生産量が減少(山行苗木生産本数 H22→H24: 63百万本→58百万本)、カラムツ等の種苗が不足 ・コンテナ苗及び花粉症対策苗の生産量は増加したが、苗木全体に占める割合は低位(コンテナ苗H22→H24: 27万本・0.4%→76万本・1.3%、花粉症対策苗 H22→H25: 118万本・7%→201万本・13%) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一定の広がりにおいて、様々な齢級や樹種から構成される森林へと誘導するため、立地条件等に応じて、間伐や主伐・再造林の実施、モザイク施業などによる針広混交林化等を着実に進めていく必要 ➤ 特に、活発な森林経営が期待できない奥地水源林などにおいては、水源涵養など公益的機能の高度化が必要 ➤ 収穫期を迎えた人工林が半数を超えていること等を念頭に、効率的な再造林にも資する種苗の生産体制等を整備する必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
3. 地球温暖化防止策及び適応策の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 森林の適正な整備・保全による二酸化炭素の吸収量の確保 集中豪雨等に起因する山地災害への対応、松くい虫被害の拡大防止等 	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化防止・適応策として、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> H19～24年度(京都議定書第一約束期間)の間に、325万haの間伐を実施し、期間平均森林吸収量3.8%を確保 間伐等特措法改正により、特定母樹を増殖する制度を措置(H26年度末特定母樹指定数134種類)し、将来の吸収量確保に向け対応 今後の温暖化防止・適応策の推進に向け、農林水産省気候変動適応計画は策定されたところ。森林整備や木材製品の利用による必要な吸収量の確保を進めていくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二約束期間(H25～32年)及び2020年(H32年)以降の新たな枠組みにおいて、森林吸収量目標の確実な達成を図るため、地球温暖化防止及び適応策をより一層効率的に推進していく必要
4. 国土の保全等の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ① 保安林の適切な指定・管理の推進 ② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進 ③ 松くい虫等の病害虫防除対策等の総合的かつ効率的実施 ④ 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 国土の保全等を推進するため、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> 保安林の計画的な指定(保安林指定面積 H22→H24: 1,202万ha→1,209万ha) 山地災害危険地区(H24年度末18.4万箇所)の存する13.7万集落のうち、治山事業の概成により、5.5万集落の周辺森林の山地災害防止機能を確保 森林病虫害等防除法に基づく伐倒駆除等の実施、給餌による誘引狙撃等様々な技術を組み合わせた鳥獣害対策の実施 国土保全等の取組みを推進しているが、以下のように、山地災害は激甚化。また、効果的なシカ被害対策等を実現できていない状況 <ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨の増加や森林の高齢級化に伴い、壮齢林を中心とする深層崩壊や流木災害が発生するなど、山地災害の発生形態が変化し、被害も拡大 松くい虫被害は減少傾向だが、東北地方や高緯度・高標高地等で被害が拡大 マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発と普及(特にクロマツは抵抗性品種の割合が48%と遅れ) シカの生息数増加(300万頭超)、生息域の拡大に伴い、森林被害が深刻化 	<ul style="list-style-type: none"> 荒廃地のみならず、潜在的な崩壊危険性のある森林も含め、保全対象に与えるリスク判断を踏まえた治山対策を進めていく必要 松くい虫やシカ等による森林被害については、効果的・効率的な対策を検討する必要

森林の多面的機能の発揮に関する施策

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
5. 森林・林業の再生に向けた研究、技術の開発及び普及		
<p>森林の多面的機能の発揮に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携強化による、森林・林業の再生や発展の基礎となる研究・技術開発の推進 東日本大震災で被災した海岸部の保安林再生のための調査・研究等 	<ul style="list-style-type: none"> 森林・林業再生に向け、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> 高効率で安全な機械(車両系機械や次世代架線系機械等)の開発 コンテナ苗の育苗技術、伐採造林の一貫作業システム等の開発 マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ種苗生産のための技術開発 海岸防災林の造成、森林の放射性物質の除去及び拡散抑制等の技術開発 研究・開発等に関し、成果の現場への反映が適切に図られていない状況 	<ul style="list-style-type: none"> 研究・開発等の成果の体系化と現場への定着を図るとともに、現場での実践をフィードバックする必要
6. 森林を支える山村の振興		
<ol style="list-style-type: none"> 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大 里山林など山村固有の未利用資源の活用 都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 林業振興のほか、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> 原木しいたけ等の原木確保、安全な生産・流通体制の構築、原発事故による風評被害の払拭等 地域による里山林の管理活動等への支援 山村振興法の延長・改正、未利用資源の活用等の取組みを支援する交付金の創設 森林づくり活動の促進等による都市・山村交流 山村の現状は、以下のように、人口減少が続くなど厳しい状況 <ul style="list-style-type: none"> 山村の人口は減少(H17→H22:433万人→393万人) 山村にある未利用資源を十分に活用できておらず、そのノウハウも不足 きこの等特用林産物は、原発事故を起因とする放射性物質の影響が継続 特用林産物の生産量等は低下傾向(総生産額 H22→H25 : 2,848億円→2,612億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用し、産業と雇用を創出するとともに、山村地域のコミュニティの維持を図る必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体的取組みと評価	課題・検討の視点
<p>7. 社会的コスト負担の理解の促進 8. 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <p>森林の多面的機能の発揮に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民の理解と参加を得ながら、森林づくりを進めるため、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 緑化行事の開催を通じた普及啓発やフォレスト・サポーターズへの情報提供 ● 学校林等を活用した森林環境教育の普及 ● 国有林における森林づくりフィールドの提供 ● 木育プログラムの作成や指導者の養成 ● これらの取組みにより、森林・林業への国民的な理解が深まりつつあるが、より一層の取組みが必要な状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 森林づくり活動を行う団体数は増加(H21→H24: 2,677→3,060) ● 産業界など幅広い主体による国民会議等が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林吸収源対策を含めた諸施策の社会的コスト負担のあり方について、引き続き、国民の理解を得ながら検討・調整していく必要 ➢ 森林環境教育や木育の取組みについて、国民の理解と参加を得ながら引き続き推進していく必要
	<p>9. 国際的な協調及び貢献</p> <p>① 国際協力の推進 ② 違法伐採対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な協調及び貢献のため、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 国連森林フォーラム、気候変動枠組条約締約国会議等への積極的な参画 ● ODA事業、JICAを通じた二国間技術協力や国際機関への資金拠出を通じた多国間協力による持続可能な森林経営の推進 ● 違法伐採対策推進のため、以下のような取組みを推進 <ul style="list-style-type: none"> ● APECの「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ会合」等に参加するとともに、ITTOが行うプロジェクトへの拠出を実施 ● 合法木材の信頼性向上に向けて、調査等を実施

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p>	1. 望ましい林業構造の確立	
	<ul style="list-style-type: none"> ● ① 効率的かつ安定的な林業経営の育成 ● ② 施業集約化等の推進 ● ③ 低コストで効率的な作業システムの整備・普及及び定着 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続的・安定的な経営主体、生産性等の目標等を明らかにしつつ、必要となる労働力、林業構造を展望し、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 森林経営計画の作成と施業委託の推進 ● 施業プランナーの育成、森林境界・所有者の明確化、イコールフットイングの確保 ● 低コストで効率的な作業システムの整備・普及 ● 林業事業者の生産性は向上しつつあるが、以下のように、目標には達しておらず、林業従事者の所得は他産業よりも低いなど、望ましい林業構造は確立されていない状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 間伐等の生産性は依然として低位(間伐生産性 H22→H25: 3.45m³/人日→4.17m³/人日 目標は8~10 m³/人日) ● 森林組合の平均事業規模(H25)は、素材生産量700m³、造林保育412ha ● 林業従事者の平均所得(H25)は291万円と、全産業平均(414万円)に比べて依然として低位 ● 林業事業者の登録・評価制度の導入は7道県にとどまる ● 高性能林業機械の導入、森林作業道を中心とした路網整備は増加しているが、以下のように、機械稼働率や路網密度は十分でない状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 高性能林業機械による素材生産の割合は向上(H22→H25: 47%→58%)し、素材生産性も高まっているが(H22→H25: 主伐5.00m³/人日→5.88m³/人日、間伐3.45m³/人日→4.17m³/人日)、目標とする水準には到達していない ● 路網密度: H22→H25: 17.6m/ha→19.5m/haと低位 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林境界・所有者の明確化、資源情報の把握等をこれまで以上に効率的・効果的に進めることに加え、より効果的に森林を集約していく方法等の検討や、経営感覚に優れた林業事業者の育成、販売力の強化等を進めていく必要 ➢ それらを踏まえた森林経営モデル、林業労働力の見通し、望ましい林業構造等を示していく必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体的取組みと評価	課題・検討の視点
<p>2. 人材の育成・確保等 3. 林業災害による損失の補填</p> <p>林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材の育成・確保等については、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 森林総合監理士の育成、現場技能者の育成 ● 「緑の雇用」事業による新規就業者の確保 ● 車両系林業機械の運転業務を特別教育化、作業計画の義務づけなど労働安全衛生対策の強化 ● 林業事業体への能力評価制度の導入 ● これらの施策により、人材の育成・確保等については一定程度進展したが、技術力向上や現場での取組みが十分とは言えない状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 森林総合監理士登録者数461人(H26)、施業プランナー認定者数1,025人(H26) ● 森林作業道作説オペレーター3,256人(H22～累計) ● 新規林業就業者：H22→H25：4,014人→2,827人 ● 林業従事者の若年者率は18%に向上(H22) ● 労働安全衛生等については、以下のように、林業従事者の雇用・職場環境は十分に改善されているとは言えない状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 死傷者数は減少傾向(H22→H26：2,363人→1,611人)だが、死傷年千人率(H26：26.9(全産業平均2.3))は高い水準 ● 林業従事者のH25平均所得は291万円(全産業平均414万円) ● 森林国営保険は、法改正により、H27.4.1より森林総合研究所に移管 ● 森林保険の加入率は年々低下傾向にあり、被災森林の早期復旧や森林経営の安定のためにも制度の普及が課題(加入率：H17年度16.3%、H26年度見込み9.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林総合監理士等の実践力の向上を図るとともに、林業を担う人材の高度化や雇用管理等の改善により、林業を魅力ある職業へと転換していく必要 ➢ 被災森林の早期復旧や、森林経営の安定のための森林保険制度の普及を推進していく必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p>	1. 効率的な加工・流通体制の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 原木の安定供給体制の整備 ② 加工・流通体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な加工・流通体制を構築するため、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 木材の流通・加工施設等の整備 ● 協定締結や共同施業団地の設定、国有林による安定供給システム販売等を通じた木材の安定供給 ● これらの取組みにより、大型製材工場等の整備が進行し、合板等の国産材需要は拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● H23以降整備された大型工場の原木消費量は190万m³程度 ● 特に国内合板工場の国産材使用量が拡大(H22→H25: 249万m³→326万m³) ● 国内工場の国産材への原料転換は一定程度進展(製材、合板ともに72%) ● 大型製材工場等の整備が進む一方、以下のように、原木の安定供給、確かな品質・性能の製品供給が不十分な状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 原木を安定的に供給できておらず、木材流通の合理化に遅れ(協定締結や直送の割合:製材工場24%、合板工場69%) ● 増大が見込まれる木質バイオマス利用に対する原木供給に不安 ● 製材工場は規模拡大に遅れ(国産材原木消費1万m³以上の工場割合5%、国産材原木消費割合59%) ● 確かな品質・性能を求める消費者ニーズに対応し、柱材や横架材で輸入集成材の利用が大(集成材の国産材比率15%、横架材の国産材比率9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 変動する国産材需要、広域化する木材流通に対応し、原木供給力を拡大するとともに、原木を適時適切に安定的に供給できるようにする必要 ➢ 国産材の使用割合が低い部材の生産体制強化、品質・性能の確かな製品供給等ができるよう、木材産業の競争力を強化する必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p> <p>2. 木材利用の拡大</p> <p>① 公共建築物等 ② 住宅、土木用資材等 ③ 木質バイオマスの利用 ④ 木材等の輸出促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材利用の拡大に向けては、以下のような取組みを推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等の木造化・内装木質化の促進 ・CLTや耐火部材、木質バイオマスのマテリアル利用等の開発・普及 ・木質バイオマス発電施設等におけるエネルギー利用の促進 ・顔の見える家づくりの推進 ・中国、韓国等への木材輸出の促進 ● これらの取組みにより、木材利用が拡大する兆しが出て来ており、木材自給率は向上(H25年28.6%)したが、以下のように、公共建築物の木造化や技術開発等は取組み途上 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等木材利用促進法に基づき、1,474市町村が基本方針を策定(H27.4現在)。公共建築物の木造率は低位(H25年8.9%)にとどまる ・CLTや耐火部材の開発は進展。本格的な普及は今後の取組み。木質バイオマスのマテリアル利用の開発は取組み途上 ・木造住宅の半数以上は、中小工務店等が供給しており、地域材を活用した住宅づくりも重要 ・需要増大が見込まれる木質バイオマス発電施設(全国に50施設程度の計画)等への原木安定供給 ・木材の輸出額は178億円(H26)に拡大したが、うち丸太が約4割を占める状況 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共建築物の木造化、耐火部材等の開発、非住宅分野への木材利用の拡大、木質バイオマスのマテリアル利用の開発等により、新たな需要を創出していく必要 ➤ 地域材(A材等)の付加価値化、原木から付加価値の高い木材製品の輸出への転換等を促進していく必要

現行計画に基づく施策の実施状況

現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
3. 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用		
<ul style="list-style-type: none"> 被災した木材加工・流通施設等の廃棄・復旧 集落の再構築に当たっては、地域材を活用した木造住宅等の建設を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 大震災からの復興に向け、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> 被災した木材加工・流通施設の復旧（115箇所のうち98箇所まで操業再開） 災害公営住宅約1万戸のうち、2,700戸が木造 放射性物質で汚染されたバークの処理 被災地の復興については、取組み途上であり、以下のような対応すべき事項が存在 <ul style="list-style-type: none"> 原発事故に伴い、福島県に避難指示区域が設定され、木材やきのこの生産に大きな影響 被災した約140kmの海岸防災林の復旧・再生については取組み途上 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生を推進していく必要
4. 消費者等の理解の醸成 5. 林産物の輸入に関する措置		
<ul style="list-style-type: none"> 「木づかい運動」、「木育」等の推進 国際的な枠組みの中で、持続的な森林経営、違法伐採対策等の情報収集・交換、分析等を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者等の理解醸成に向け、以下のような施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> 「木づかい運動」や「木育」、の活動を通じ、木材製品の利用について普及・啓発を実施（木づかい運動参加団体 H22→H25: 277→355） 「木づかい顕彰」により、これまでに149団体を表彰 木材利用ポイント事業の実施 合法木材の普及や信頼性向上（合法木材認定事業者 H22→H25: 8,114→11,111） これら取組みにより、木材利用に対する理解は深まりつつあるが、以下のような対応すべき事項が存在 <ul style="list-style-type: none"> 「木づかい運動」は、業界団体や民間企業等での取組みが中心であり、消費者目線でのPRが十分でない 木材利用の利点について、環境貢献度からのPRが十分でない 適切な林産物輸入に向け、次のような取組みを推進 <ul style="list-style-type: none"> 貿易情報の収集、ホームページでの公表等 消費者・実需者に対する合法木材の利用拡大を図るための普及活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「木づかい運動」や「木育」の活動拡大、木材利用の環境貢献度等の客観的なデータの蓄積などにより、一般消費者へ更なる理解の醸成を図る必要

現行計画に基づく施策の実施状況

	現行計画に掲げた施策	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
国有林野の管理及び経営に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営 ② 森林・林業再生に向けた国有林の貢献 ③ 国民の森林としての管理経営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、以下の施策を推進することとし、その組織・事業のすべてを一般会計に移行 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の推進による地球温暖化対策、治山対策、保護林等の適切な保護・管理を通じた生物多様性の保全 ・林業の低コスト化等に向けた技術開発・普及、民有林と連携した施業、システム販売や需要に応じた供給等による木材の安定供給 ・NPO等との連携による国民参加の森林づくり ● 間伐等の森林整備や、林業の低コスト化等に向けた技術開発・普及、民有林と連携した施業、木材の安定供給等の取組みが拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐面積：H22→H26 11.0万ha→12.6万ha ・コンテナ苗や一貫作業システム等の技術開発・普及 ・森林共同施業団地：H22→H26 75箇所→154箇所 ・システム販売：H22→H26 88万㎡→141万㎡ ● 民有林と連携し、地域の森林・林業の再生に積極的に貢献していく必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国有林の組織・技術力、フィールド等を活かした具体の取組みを積極的に展開し、公益重視の管理経営、地域の森林・林業への貢献を一層推進していく必要
	現行計画に掲げた目標・施策等	具体の取組みと評価	課題・検討の視点
団体の再編整備に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合の経営基盤や業務執行体制の強化 ・ 施業集約化等を最優先の業務として位置づけた森林組合系統運動方針の実効性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林組合の合併等を通じた経営基盤や業務執行体制の強化について指導するとともに、施業集約化及び森林経営計画の作成を最優先として取り組むよう指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合数：H22→H25： 679組合→644組合 ・ 中核組合の割合：H22→H25： 44%→49% ・ 常勤理事設置割合：H22→H25： 63%→67% ・ 森林組合による森林経営計画作成面積225万ha（H25年、組合員所有林面積に対する作成率21%） ● 地域の森林施業や経営の担い手として、施業集約化等の拡大の中心的役割をより一層果たしていくことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林組合による施業集約化の取組み、経営基盤及び業務執行体制の強化等について引き続き促進する必要